

秦野市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置、管理
及び処分に関する条例を制定することについて

秦野市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置、管理及び処分に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により事業資金の融資を受けた中小企業者を支援することを目的として、秦野市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金を設置するため、制定するものであります。

秦野市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置、管理
及び処分に関する条例

(設置の目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大の影響により事業資金の融資を受けた中小企業者を支援するため、秦野市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とし、その年度の一般会計予算に計上した額とする。

- (1) 利子補給事業に充てるものとして国から交付を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
- (2) 基金の運用から生じる収益

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計予算に計上して、基金の目的を達成するために必要な事業の経費に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、次に掲げる経費に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を

処分することができる。

- (1) 中小企業者が新型コロナウイルス感染症対策として令和3年3月31日までに契約を締結した融資に対する利子補給事業に係る経費
- (2) 第2条第1号に掲げる交付金の返還に係る経費
(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

秦野市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置、管理
及び処分に関する条例施行規則制定案要綱

1 基金台帳の整備

基金の適正な管理を図るため、基金台帳を整備すること。

2 公表

基金の現在高及びその内訳並びに基金の運用により行った事業の概要その他基金の運用状況について、必要に応じて市民に公表すること。

3 様式

規則の規定により使用する様式を定めること。

4 施行期日

条例の施行期日と同日とすること。